

## 第 4 章


### 施策の展開

## 第1節 個別目標

第4章の個別目標では、袋井市の環境課題を示し、それらの課題解決のために必要な、市の推進施策や、市民や事業者の主な取組、数値目標について掲載します。第4章の見方は以下のとおりです。

### 【第4章の見方】

【基本目標Ⅰ】 自然共生社会の構築 **個別目標① 森林保全と緑化の推進**



#### 1-1 環境課題

【森林】（環境の現状：p19）

##### 1-1 環境課題

「第2章 袋井市の現状」を受けて、個別目標ごとの環境課題を整理しています。

個別目標に関連するSDGs（持続可能な開発目標）のゴールをアイコンで示しています。（p6～7ページ参照）

【緑化】（環境の現状：p19）

- ・緑地が年々減少傾向にあるため、公共施設や道路等、緑地を創出する必要がある。
- ・快適な生活環境の創出のため公共施設だけでなく、民有地なども含めた緑化を推進する必要がある。

#### 1-2 市の取組

##### 1-2 市の取組

環境課題解決のため、市で推進していく取組を整理しています。

#### 1 森林の保全【森林】

##### ①森林の適正管理

- ◆間伐や枝打ち、植林等を行う事業者を支援し、森林の保全、管理を推進します。

★新たに発案された取組

◆：第1期計画から継続実施する施策

#### 2 緑化

★：第2期計画から新規で実施する施策

##### ①公共施設や道路の緑化推進

- ◆花と緑のおもてなし空間の創造の取組を推進します。
- ◆市民団体との協働により、街路樹や花壇による道路の緑化を推進します。

##### ②民有地の緑化推進

- ◆緑豊かなまちづくり、地震等の災害対策としての緑化の推進
- ◆市民向けに、緑に関する普及啓発

##### 1-3 市民・事業者の取組

市民、事業者を実施してほしい取組を整理しています。

#### 1-3 市民・事業者の取組

|   |       | 取組 |              | 市民 | 事業者 |
|---|-------|----|--------------|----|-----|
| 1 | 森林の保全 | ①  | 森林整備活動への参加   | ○  | ○   |
| 2 | 緑化の推進 | ①  | 道路等の緑化活動への参加 | ○  | ○   |
|   |       | ②  | 家や事業所の敷地内の緑化 | ○  | ○   |

【基本目標Ⅰ】  
自然共生社会の構築

個別目標①  
森林保全と緑化の推進



## 1-1 環境課題

【森林】（環境の現状：p19）

- ・国有林を中心とした小笠山丘陵地や、宇刈地区や三川地区の丘陵地については、森林が保全・管理されているが、その他の小規模な緑地や林は市街地整備や宅地開発等により、面積が減少傾向である。
- ・森林が持つ、地球温暖化防止や災害防止機能等の多面的機能を十分発揮できるよう、適正な保全・管理に努めていく必要がある。

【緑化】（環境の現状：p19）

- ・緑地が年々減少傾向にあるため、公共施設や道路等、緑地を創出する必要がある。
- ・快適な生活環境の創出のため公共施設だけでなく、民有地なども含めた緑化を推進する必要がある。

## 1-2 市の取組

### 1 森林の保全【森林】

①森林の適正管理

- ◆間伐や枝打ち、植林等を行う事業者を支援し、森林の保全、管理を推進します。
- ◆県の「森の力再生事業」の利用により、荒廃森林の整備を推進します。
- ★新たに創設される森林環境税（仮称）を活用し、森林整備や木材利用の促進や普及啓発に取り組みます。
- ◆ボランティア団体等による森林整備活動を推進します。

### 2 緑化の推進【緑化】

①公共施設や道路の緑化推進

- ◆花と緑のおもてなし空間の創造の取組を推進します。
- ◆市民団体との協働により、街路樹や花壇による道路の緑化を推進します。
- ◆公園愛護報奨金制度や街路樹愛護報奨金制度等により、自治会等の緑化管理活動を支援します。
- ◆樹木植栽ルールによる公園樹木および街路樹の適正管理方法と良好な景観を推進します。
- ◆市内各地のコミュニティセンター等で、様々な世代を対象にした寄せ植え講座の開催を推進します。

②民有地の緑化推進

- ◆緑豊かなまちづくり、地震等の災害防止のため、生垣づくりを推進します。
- ◆市民向けに、緑に関する普及啓発活動を推進します。
- ◆屋上緑化・壁面緑化等を推進します。
- ◆子供の頃から花と緑に携わる機会を作る「花育」を推進します。
- ◆1,000㎡を超える住宅・商業地や工業用地などの住宅開発が行われる場合は、対象となる面積の3%を公園や緑地として確保するよう推進します。

**ふくろい花工場**

花工場は、市内に9箇所あり、市民ボランティアによって、年間約160,000鉢の花の苗を生産しています。この苗は、花の会や老人クラブ等の地域団体を通じて、コミュニティセンター、学校、道路、花壇などに植えられ、美しいまちづくりに貢献しています。



花工場で生産したマリーゴールド

**1-3 市民・事業者の取組**

| 取組 |       |   |              | 市民 | 事業者 |
|----|-------|---|--------------|----|-----|
| 1  | 森林の保全 | ① | 森林整備活動への参加   | ○  | ○   |
| 2  | 緑化の推進 | ① | 道路等の緑化活動への参加 | ○  | ○   |
|    |       | ② | 家や事業所の敷地内の緑化 | ○  | ○   |

【基本目標Ⅰ】  
自然共生社会の構築

個別目標②  
海岸・河川・農地の保全



## 2-1 環境課題

【海岸】（環境の現状：p19）

- ・海岸への漂流ごみや、防風林への不法投棄が多くあり、適正な管理が必要である。
- ・海岸侵食が進み、防災や生態系への影響が危惧されている。
- ・浅羽海岸の防風林が松くい虫の被害によって減少しつつあるため、防風、防砂機能の維持のため、防風林の保全が必要である。

【河川】（環境の現状：p20）

- ・生態系に配慮した河川整備や良好な河川環境づくりが必要である。
- ・高齢化により、河川保全活動実施者が減少している。

【農地】（環境の現状：p20）

- ・農業就業者の高齢化により、耕作放棄地が増加傾向である。
- ・都市化の進展や混在化による畜産公害問題が顕在化している。
- ・農薬や化学肥料等による環境汚染を防ぐため、適切な使用を推進する必要がある。
- ・イノシシやカラス等による農地被害が生じている。

## 2-2 市の取組

### 1 海岸の保全【海岸】

#### ①海岸美化活動の推進

- ◆市民、事業者との協働による、清掃活動を推進します。
- ◆海岸の不法投棄対策を推進します。

#### ②海岸侵食対策の推進

- ◆浅羽海岸の将来の在り方について、市民、有識者を交えて検討を実施します。
- ◆県と連携しサンドバイパス事業の継続実施を推進します。
- ◆地域住民と連携し、飛砂対策など砂浜の保全を推進します。

#### ③海岸の防風林の保全

- ◆市民との協働による浅羽海岸の防風林の保全を推進します。
- ◆浅羽海岸の松くい虫の被害防止を推進するとともに、被害を受けたクロマツを適切に処理します。

## 2 河川の保全【河川】

### ①環境に配慮した河川整備

- ◆太田川・原野谷川では、県と連携し、多くの生物を育んでいる瀬や淵など、河道の多様性の維持・再生について積極的に取り組み、生態系環境に配慮した、河川整備を推進します。

### ②河川環境保全の推進

- ◆市、市民、事業者の協働による河川愛護活動を推進します。
- ◆河川への不法投棄対策を推進します。

## 3 農地の保全【農地】

### ①環境に配慮した農業の推進

- ◆無農薬、減農薬、減化学肥料等、環境にやさしい農産物の生産を推進します。
- ◆化学肥料や化学合成農薬の使用低減等、環境保全型農業を意欲的に推進するエコファーマーを育成、支援します。
- ◆家畜排せつ物を適正に処理し、周辺環境に配慮した畜産振興を推進します。
- ◆地域と一体となって農地・農業用水の保全管理と農村環境の保全に取り組みます。

### ②耕作放棄地対策の推進

- ◆農業者や農業法人などとの連携により、農地としての再利用を図り有効利用します。
- ◆NPO や地域住民、企業のボランティアによる耕作放棄地の有効活用を支援します。

### ③鳥獣対策の実施

- ◆地域住民や猟友会との連携による有害鳥獣の捕獲とともに、巡回監視や監視カメラによる生育エリアの実態把握を推進します。

## 2-3 市民・事業者の取組

| 取組 |       |   | 市民                    | 事業者 |
|----|-------|---|-----------------------|-----|
| 1  | 海岸の保全 | ① | 海岸保全活動への参加            | ○   |
| 2  | 河川の保全 | ② | 河川愛護活動への参加            | ○   |
| 3  | 農地の保全 | ① | 農薬の適正利用等、環境へ配慮した農業の実施 | ○   |

【基本目標Ⅰ】  
自然共生社会の構築

個別目標③  
生態系の保全



### 3-1 環境課題

【生態系】（環境の現状：p20）

- ・市内の希少動植物を保全していく必要がある。
- ・市内には、ミシシippアカミミガメや、スクミリンゴガイ、オオキンケイギク、といった外来生物の生息が確認されているため、国、県、近隣市町との連携による対策が必要である。
- ・外来生物であるミシシippアカミミガメが、特定外来生物に指定された際には、飼育している個体を、川へ逃がすことが懸念されているため、適切な処理方法の周知が必要である。

### 3-2 市の取組

#### 1 希少動植物の保全【生態系】

##### ①希少動植物の保護

- ◆県と協力し希少動植物の生育地を保護します。
- ◆希少動植物へ配慮した開発行為を推進します。
- ◆環境保全団体等と協力し、里山等の生育地の保全を行います。

##### ②希少動植物の情報発信

- ★市内に生息する希少動植物について情報を収集し、啓発をします。

#### 2 外来生物の対策【生態系】

##### ①外来生物の生息調査

- ◆市内全域に生息する外来生物の生育調査を実施します。
- ★環境保全団体等との協力により、外来生物の生息場所の把握に努めます。

##### ②外来生物の情報発信

- ◆外来生物の危険性や適正な処理方法について、市民に広く周知します。
- ★市民参加型の外来生物捕獲調査等を開催し、外来生物について啓発を行います。

##### ③外来生物の対策

- ◆飼育している外来生物を川等へ逃がさないよう、周知の徹底を図ります。
- ◆国や県、近隣市町と協力し、広域連携を図った駆除方法等を検討、実施していきます。

### 3 自然とふれあう機会の創出【生態系】

#### ①自然とふれあう場所の整備

- ◆自然と親しめる公園の整備を推進します。
- ◆ウォーキングコースの維持管理を実施します。
- ◆市民団体と協働により里山を保全します。

#### ②自然とふれあう機会の創出

- ◆水生生物観察会等の自然とふれあうイベントを開催します。
- ◆里山を活用した環境学習を実施します。
- ◆エコパ環境学習等を開催し、子どもたちが自然とふれあう体験を実施します。

#### 外来生物の危険性の周知

本市では、ミシシippアカミミガメ、スクミリンゴガイ、オオキンケイギクといった外来生物が生息しており、生態系への悪影響を及ぼすことから、市民団体（市民環境ネットふくろい）と協働で作成した「原野谷川生物マップ」を活用し、外来生物の危険性について出前エコ教室等で周知を行っています。



原野谷川生物マップ

### 3-3 市民・事業者の取組

| 取組 |              |                      | 市民 | 事業者 |
|----|--------------|----------------------|----|-----|
| 1  | 希少動植物の保全     | ① 希少動物の保全活動への参加      | ○  | ○   |
|    |              | ② 希少動植物の情報の収集        | ○  | ○   |
| 2  | 外来生物の対策      | ① 外来生物に関わるイベントへの参加   | ○  | ○   |
|    |              | ③ 外来生物を野外に放したり持ち込まない | ○  | ○   |
| 3  | 自然とふれあう機会の創出 | ① 自然保護団体の活動への参加      | ○  | ○   |
|    |              | ② 自然とふれあうイベントへの参加    | ○  | ○   |



【基本目標Ⅱ】  
快適な生活環境の保全

個別目標④  
生活環境の保全



## 4-1 環境課題

【悪臭・騒音・振動】（環境の現状：p 22～p23）

- ・畜産に関する悪臭苦情の件数が多いため、継続的な対策が必要である。
- ・周辺住民の迷惑となる野焼きの苦情が生じているため、野焼きの対策が必要である
- ・市内の自動車騒音の把握のため引き続き測定を実施していく必要がある。
- ・近隣の事業所の作業音等による騒音、振動に係る苦情が生じている。

【大気・水質・土壌・地下水】（環境の現状：p 24～p27）

- ・光化学オキシダントの基準値超過がみられる際には、県と連携し対策が必要である。
- ・一部の河川にて BOD 値が高い地点が見られるため、工場排水対策や、汚水処理対策等の生活排水対策の継続が必要である。
- ・土壌汚染やダイオキシン類等の有害化学物質から、生活環境を保全するため、県との連携により調査や対策を実施していく必要がある。
- ・地盤沈下等が生じないように、県との連携による地下水の水位の調査や適正利用を進めていく必要がある。

## 4-2 市の取組

### 1 生活環境の保全【悪臭・騒音・振動】

①事業活動に伴う公害防止対策の推進

- ◆事業者と「環境保全協定」を締結し、公害の発生を未然に防止します。

②悪臭対策の推進

- ◆悪臭発生事業所に対し、臭気指数測定の実施や、立入調査による指導を実施します。
- ◆住民からの苦情に対し、原因究明及び対策指導を実施します。
- ◆畜産環境対策協議会にて先進地視察や会議等、畜産に係る悪臭防止策の研究を実施します。

③騒音・振動対策の推進

- ◆市内の自動車騒音の常時監視を定期的実施します。
- ◆苦情発生源である事業所に対し、対策指導を実施します。

## 2 大気・水質環境の保全【大気・水質・土壌・地下水】

### ①大気汚染防止対策の推進

- ◆光化学オキシダントや微小粒子状物質（PM2.5）の注意喚起情報が発表された際は、速やかに周知を行います。
- ◆県と連携し、事業所からの排ガスや、周辺住民の迷惑となる野焼き実施者に対し、対策指導を実施します。
- ★星空観察会を開催し、大気環境について考えてもらう機会を創出します。

### ②水質汚濁防止対策の推進

- ◆市内河川の水質分析調査を継続的に実施し、市内の水質状況の把握に努めます。
- ◆県と連携し、事業所からの排水対策指導を実施します。
- ◆公共下水道の整備や合併浄化槽による生活排水処理を推進します。
- ◆家庭でできる生活排水対策を推進します。

### ③土壌汚染防止対策の推進

- ◆県と連携し、土壌汚染の未然防止に努めます。

### ④地下水の適正利用の推進

- ◆地下水を利用している事業者に、「静岡県地下水の採取に関する条例」に基づき、適正な地下水利用を推進します。

## 4-3 市民・事業者の取組

| 取組 |                |                                    | 市民 | 事業者 |
|----|----------------|------------------------------------|----|-----|
| 1  | 生活環境の保全        | ① 市と環境保全協定の締結                      |    | ○   |
|    |                | ① 事業活動における周辺環境への配慮                 |    | ○   |
|    |                | ② 野焼きや騒音等、近隣の生活環境への配慮              | ○  | ○   |
| 2  | 大気・水質<br>環境の保全 | ② 下水道への接続や合併浄化槽への切り替えの実施           | ○  | ○   |
|    |                | ② 環境負荷の少ない洗剤を使用する等、家庭でできる生活排水対策の実施 | ○  |     |
|    |                | ④ 地下水の適正な使用の実施                     |    | ○   |

【基本目標Ⅱ】  
快適な生活環境の保全

個別目標⑤  
環境美化・不法投棄対策の推進



## 5-1 環境課題

【環境美化】（環境の現状：p 28）

- ・高齢化により、環境美化活動実施者が減少している。
- ・犬のフンの放置、野良猫の繁殖に関する苦情が多く寄せられている。
- ・空き家、空き地の草の繁茂による苦情が多く寄せられている。

【景観】（環境の現状：p 28）

- ・太陽光発電設備が増加し、色彩や照り返し等、景観へ悪影響を及ぼしている。
- ・高層建築物の立地等が増加傾向であるため、良好な景観の形成のため適切な対応が必要である。

【不法投棄】（環境の現状：p 29）

- ・市で収集していないテレビやタイヤの不法投棄が多く発生している。
- ・プラスチックごみが河川や海へ流出し、生態系への影響を及ぼしている。

## 5-2 市の取組

### 1 環境美化の推進 【環境美化・景観】

#### ①環境美化活動の推進

- ◆地域の環境美化活動について、関係各課が連携して活動を支援します。
- ◆環境美化指導員・推進員による環境美化に関する啓発・指導を支援します。
- ◆アダプトロードプログラムへ参加する団体等を支援し美しい景観づくりを推進します。
- ★喫煙マナー等の周知、啓発を実施します。
- ★「市民環境ネットふくろい」等の団体活動について周知し、幅広い世代の参加を促すように努めます。
- ★鳥のフンによる汚染被害等の対策に努めます。

#### ②ペットの適正な飼い方の推進

- ◆「袋井市飼い犬条例」「袋井市まちを美しくする条例」に基づき、袋井市ペットの適正な飼い方や飼い主のマナーの向上と周知に努めます。
- ◆「市民環境ネットふくろい」の犬のフンの放置防止活動等、環境団体の活動を支援します。

#### ③空き家・空き地の適正な管理の啓発

- ◆空き家が害虫の発生源やごみの不法投棄されやすい場所となる可能性があることを周知し、適正管理の啓発を行います。
- ◆地域と連携して、不適正な管理地を早期発見し、未然防止に努めます。

- ◆草刈り実施等の苦情には速やかに対応し、空き家等の適正な管理に努めます。
- ◆野良猫の繁殖抑制のため、野良猫の去勢・不妊手術に対して補助を行うとともに、飼い主へ、終生飼養を含む適切な飼い方の周知・啓発に努めます。

④景観の保全の推進

- ★太陽光発電設備を設置する際に、目立たない色彩や低反射パネルの使用を推進します。
- ◆景観計画に基づき、建築物の高さ制限等を推進します。
- ★観光地として訪れたいくなるよう景観保全に努めていきます。
- ★光害（ひかりがい）により、天体観測や生態系に悪影響がないよう配慮します。

**2 不法投棄対策の推進【不法投棄】**

①不法投棄の防止

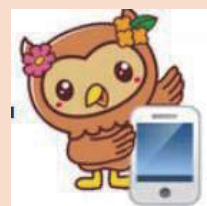
- ◆啓発看板の設置や広報などにより、不法投棄の防止につながる取り組みを行います。
- ◆県、警察等の関係機関との連携により、パトロールや啓発活動を行い、不法投棄の防止に努めます。
- ◆パトロールの実施や、監視カメラによる監視等、監視体制の強化を行います。
- ★たばこ等のごみのポイ捨て防止に努めます。

②不法投棄物の収集

- ◆職員のパトロールにより、不法投棄物の回収を実施します。
- ◆自治会の協力を得て、速やかな不法投棄物の回収を行います。
- ★不法投棄を発見したら迅速に通報できる「フッピーVoice」を周知します。

**フッピーVoice**

市民のみなさんが発見した、不法投棄や道路の破損等を、スマートフォンなどの「ICT（情報通信技術）」を使ってレポートしていただくことで、市民と市役所（行政）がつながり解決していく仕組みです。



**5-3 市民・事業者の取組**

| 取組 |           |                     | 市民 | 事業者 |
|----|-----------|---------------------|----|-----|
| 1  | 環境美化の推進   | ① 河川、道路等の環境美化活動への参加 | ○  | ○   |
|    |           | ② ペットの飼い主のマナーの遵守    | ○  | ○   |
|    |           | ③ 空き地、空き家の適正管理      | ○  | ○   |
|    |           | ④ 景観へ配慮した事業活動の実施    |    | ○   |
| 2  | 不法投棄対策の推進 | ① ゴミのポイ捨ては絶対にしない    | ○  | ○   |
|    |           | ② 不法投棄を発見した際の通報実施   | ○  | ○   |

【基本目標Ⅲ】  
循環型社会の構築

個別目標⑥  
ごみの減量・再資源の推進



## 6-1 環境課題

【ごみの減量】（環境の現状：p30～p31）

- ・家庭ごみの排出量は減少していないのが現状であり、市民意識調査の結果からも、ごみ減量や再資源化の対策が必要である。
- ・ごみ処理に係る経費の負担も大きくなり、排出量の削減はもちろん、収集運搬経費の見直しや処理施設の効率的な運営が必要である。

【再資源化】（環境の現状：p30～p31）

- ・リサイクル率の向上のためには、可燃ごみとして処理されている生ごみ、紙類、剪定枝などの再資源化を進めることが必要である。

## 6-2 市の取組

### 1 ごみ減量対策の推進【ごみ減量】

①ごみの減量の推進

- ◆生ごみ堆肥化容器による生ごみの堆肥化を推進します。
- ◆マイバッグ持参率向上のため、関係機関、関係団体と連携し、広報活動に努めます。
- ◆ごみの減量においては、リサイクルは最終手段であり、ごみを減らすこと（リデュース）の必要性について周知します。
- ★ごみの減量及び処理経費の削減のため、広報やホームページ、イベント等で、生ごみの水切りの実施徹底を図ります。
- ★ごみの減量化施策について先進事例を調査・研究し、効果的な手法を積極的に取り入れていきます。
- ★ごみ袋の有料化を検討し、ごみ減量の意識づけや、処理費用の削減を実施します。
- ★従来の3Rに加え、レジ袋や過剰包装を断るリフューズを推進します。
- ★食品ロスの減少のため、県と連携し、啓発等の対策実施に努めます。

### 3R(スリーアール)

リデュース(Reduce:ごみの発生抑制)、リユース(Reuse:再使用)、リサイクル(Recycle:ごみの再生利用)の優先順位で廃棄物の削減に努める考え方。

### リフューズ(Refuse:拒否する)

3Rの前段階として、ごみになる可能性のある物の受け取りを拒否することで、ごみの排出を抑制する考え方。例として、マイバックを活用し、レジ袋を断る等の取組があげられる。

## ②事業系ごみ減量対策の推進

- ◆市のホームページに、事業者による適切なごみの処理責任、ごみの減量やリサイクルに関する情報を掲載します。
- ◆ゼロエミッションに取り組む事業者を支援し、その普及を推進します。
- ◆事業者や許可業者が搬入するごみの検査を行い、違反業者には管理強化・指導を行います。また、許可業務更新の際等に、十分な説明を行い、適正処理の指導を行います。
- ◆許可業者に対して、搬入計画や事業実績報告書の提出を指導します。

## 2 再資源化の推進【再資源化】

## ①資源ごみの分別収集

- ◆資源ごみの分別収集を、自治会の協力をもとに継続します。
- ◆地域回収の利用が困難な方の利便性向上のため、中遠クリーンセンター及び容器包装資源化センターでの拠点回収を継続します。
- ★市内へ転入する方や、外国の方に対し、ごみの分別方法、マナーを周知、徹底します。

## ②中間処理施設での資源回収

- ◆中遠クリーンセンターから発生する溶融処理後の溶融スラグ・メタルの資源化を図ります。
- ◆中遠広域粗大ごみ処理施設で、金物・小型電化製品から金属類・レアメタルの回収を継続します。

## ③古紙、剪定枝等、廃食用油の資源化推進

- ◆PTAや自治会等の住民団体による資源回収事業を支援し、古紙等の再資源化を推進します。
- ◆ごみ処理施設及び公共施設に設置した古紙回収ボックスによる回収を継続します。
- ◆燃やせるごみの減量に向けて、剪定枝や生ごみの堆肥化等を、民間活力の導入も含めて検討します。
- ◆家庭から排出される廃食用油を回収し、バイオ燃料等としてごみ収集運搬車両等での活用を推進します。

## 6-3 市民・事業者の取組

|   |           | 取組 |                        | 市民 | 事業者 |
|---|-----------|----|------------------------|----|-----|
| 1 | ごみ減量対策の推進 | ①  | 生ごみの水切りや堆肥化の実施         | ○  | ○   |
|   |           | ①  | レジ袋削減のためマイバックの活用       | ○  | ○   |
|   |           | ②  | ゼロエミッションへ取り組む          |    | ○   |
| 2 | 再資源化の推進   | ①  | 資源ごみの分別の継続実施           | ○  | ○   |
|   |           | ③  | 可燃処理されている、紙類、剪定枝等の分別実施 | ○  | ○   |

【基本目標Ⅲ】  
循環型社会の構築

個別目標⑦  
バイオマスの利用推進



7-1 環境課題

【バイオマス】（環境の現状：p 32）

- ・ごみの排出量が多いため、再利用できるバイオマス資源の利活用を推進していく必要がある。
- ・家庭からの廃食用油の回収率が低いため、積極的にPRしていく必要がある。
- ・家庭ごみの排出量が減少していないため、生ごみを堆肥化する等の利活用を進めていく必要がある。

7-2 市の取組

1 バイオマスの利活用の推進【バイオマス】

①廃棄物系バイオマスの利活用

- ◆家畜排せつ物を利用した高品質の堆肥生産を推進します。
- ◆廃食用油の回収や、バイオディーゼル燃料化を推進します。
- ◆食品廃棄物の利活用を推進します。

②未利用バイオマスの利活用

- ◆稲わら、麦わら、もみ殻の利活用を推進します。
- ◆木質バイオマスボイラーを推進します。

③バイオマスの利活用の検討

- ◆先進事例の研究を行い、バイオマス発電等の導入を研究します。
- ★周辺環境に配慮したバイオマス利活用事業を推進します。

2 バイオマスの取組の啓発【バイオマス】

①家庭でできるバイオマスの啓発

- ◆家庭の生ごみが堆肥として活用する仕組みを、広く周知します。
- ★ダンボールコンポスト「だっくす食ん太くん」等の生ごみ処理機を推進します。

ダンボールコンポスト「だっくす食ん太くん」

食品廃棄物の資源化と家庭ごみ減量の取り組みとして、富士市制作のダンボールコンポスト「だっくす食ん太くん」を市民に限定販売し、家庭から出る生ごみの堆肥化を推進しています。



だっくす食ん太くん

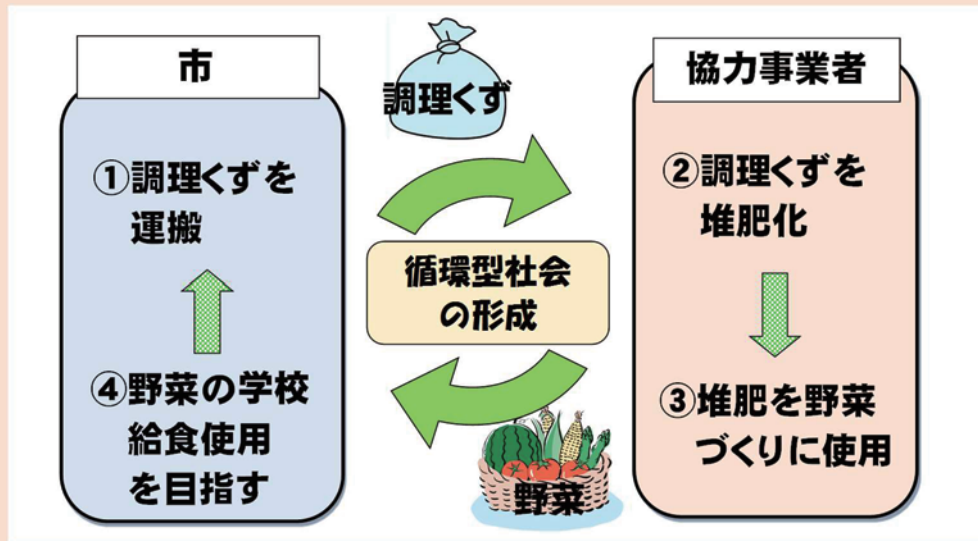
②循環型社会の仕組みの啓発

- ★食品残渣の利活用を推進します。
- ★循環型社会の仕組みについて、環境教育等で周知します。

給食の調理くずの堆肥化

これまで、焼却処理をしてきた、袋井学校給食センターから出る調理くずを堆肥化し、その堆肥を野菜作りに使用し、収穫した野菜を学校給食で使用することで、循環型社会を形成することを目的に、事業者と協力し、取り組んでいます。

また、これらの循環型社会の仕組みについて、広く周知していきます。



循環型社会の仕組み

7-3 市民・事業者の取組

| 取組 |              |                     | 市民 | 事業者 |
|----|--------------|---------------------|----|-----|
| 1  | バイオマスの利活用の推進 | ① 廃食用油の回収への協力       | ○  | ○   |
|    |              | ① 稲わら、麦わら等の利活用      |    | ○   |
| 2  | バイオマスの取組の啓発  | ① 生ごみ処理機を活用した堆肥化の実施 | ○  | ○   |
|    |              | ② 循環型社会の仕組みに関心を持つ   | ○  | ○   |



【基本目標Ⅳ】  
低炭素社会の推進

個別目標⑧  
地球温暖化対策の推進



## 8-1 環境課題

【地球温暖化】（環境の現状：p 33）

- ・深刻化する地球温暖化対策のため、市民、事業者、市が協働して温室効果ガスの削減に向けた取り組みが必要である。
- ・自動車等から排出される二酸化炭素の削減が必要である。

## 8-2 市の取組

### 1 総合的な地球温暖化対策の推進 【地球温暖化】

#### ①市での地球温暖化対策の推進

- ◆地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に基づき、市の事務事業に関する地球温暖化対策を推進します。
- ◆環境マネジメントシステム「エコアクション21」の認証支援を実施します。

#### ②地球温暖化問題の啓発

- ◆地球温暖化防止月間（12月）等で、地球温暖化の意識啓発を実施します。
  - ◆地球温暖化対策に係る講演会を開催し啓発を実施します。
  - ◆県や関係団体と協力した環境学習を実施し、地球温暖化について考える機会を創出します。
- ★温暖化防止のための県民運動「ふじのくに COOL チャレンジ」への参加を推進します。

#### ふじのくに COOL チャレンジ「クールポ」

スマートフォンなどの専用アプリを活用しながら、地球温暖化防止のための取り組みを実践する、全世代参加型の新しい県民運動です。環境イベント、うちエコ診断等への参加や、図書館等でクールシェアする等のエコアクションを実施することでポイントが貯まり、獲得したポイントで抽選に参加し、当選すれば、商品が獲得できます。



## 2 環境負荷の少ない交通の普及【地球温暖化】

### ①自動車からの二酸化炭素の抑制

- ◆ノーカーデーの実施や、自転車や徒歩での移動を推奨し、自動車の使用を抑制する取組を推進します。
- ◆環境に配慮した自動車運転（エコドライブ）を推進します。

### ②クリーンエネルギー車の導入促進

- ◆電気自動車（EV）やプラグインハイブリットカー（PHV）の導入を推進します。
- ★燃料電池自動車等の先進事例を研究し、導入に向けて検討します。

### エコドライブ

環境に配慮した自動車運転方法であり、運転時のスムーズな加速、減速やアイドリングストップ、不要な荷物は降ろす等の取組を行うことで、二酸化炭素の排出を低減できます。また、燃料消費も最大10%ほど節約できるため、家計にも地球にも優しい取組であります。

## 8-3 市民・事業者の取組

| 取組 |                |                                  | 市民 | 事業者 |
|----|----------------|----------------------------------|----|-----|
| 1  | 総合的な地球温暖化対策の推進 | ① エコアクション 21 等の環境マネジメントシステムに取り組む |    | ○   |
|    |                | ② 地球温暖化対策に係る講演会への参加              | ○  | ○   |
| 2  | 環境負荷の少ない交通の普及  | ① 自転車や徒歩での通勤や買い物の実施              | ○  | ○   |
|    |                | ① エコドライブの実施                      | ○  | ○   |
|    |                | ② 電気自動車等の活用                      | ○  | ○   |

【基本目標Ⅳ】  
低炭素社会の推進

個別目標⑨  
省エネルギーの推進



## 9-1 環境課題

【省エネルギー】（環境の現状：p34）

- ・市民の省エネ意識の向上や、ライフスタイルを見直す機会が少ないため、きっかけづくりを行う必要がある。
- ・蓄電池や HEMS といった省エネ機器の普及率が低いため、啓発を推進していく必要がある。
- ・家庭で活用している電力量の把握が進んでいないため、電力の見える化を推進する必要がある。

## 9-2 市の取組

### 1 省エネルギーの普及【省エネルギー】

#### ①省エネ機器、省エネ住宅の推進

- ◆照明の LED 化を推進します。
- ★停電時の対応や、電力のピークカットのため、蓄電池や電気自動車（EV）などの設備を推進します。
- ★次世代住宅（スマートハウス、ZEH）の普及を推進します。
- ★事業所と協力し、蓄電池、HEMS 等の省エネ機器に関わる勉強会を開催します。

#### 家庭用蓄電池

電気を蓄えることのできる機器であり、必要な時に必要な分だけ使うことが可能です。太陽光発電との相性がよく災害時や停電の際も、発電した電力を、安定的に使用することができたり、ピークカットによる節約効果も期待できます。

#### ②省エネルギーの取組の啓発

- ◆グリーン購入等、環境に配慮した消費行動を推進します。
- ◆クールビズや、適正な空調温度での運用を推進します。
- ◆グリーンカーテンの設置を推進します。
- ◆市民団体や学校を対象とし、出前エコ教室等でライフスタイルを見直すきっかけを創出します。
- ★クールシェアを推進し、空調の使用抑制を推進します。
- ★省エネ月間（2月）や環境通信にて、家庭での効果的な省エネ方法について周知啓発します。

## ③電力の見える化の推進

- ◆環境家計簿の実施による節電を推進します。
- ★ホームエネルギーマネジメントシステム（HEMS）などの設備を推進します。
- ★うちエコ診断を開催し、各家庭での電力使用状況の把握、改善する機会を創出します。

**ホームエネルギーマネジメントシステム（HEMS）**

IT（情報技術）を活用して、一般家庭における家電などのエネルギーを「見える化」し消費の効率化を図るシステムのこと。コンセント単位まで電力の把握ができるため、家庭での節電につながります。



HEMS

**9-3 市民・事業者の取組**

| 取組 |           |                          | 市民 | 事業者 |
|----|-----------|--------------------------|----|-----|
| 1  | 省エネルギーの普及 | ① 照明のLED化の実施             |    | ○   |
|    |           | ① 次世代住宅や省エネ機器の導入         | ○  | ○   |
|    |           | ① 省エネに係る勉強会等への参加         | ○  | ○   |
|    |           | ② グリーン購入等、環境に配慮した消費行動の実施 | ○  | ○   |
|    |           | ② 空調の適正温度での使用を実施         | ○  | ○   |
|    |           | ③ 家庭や事業所での電力量の把握を実施      | ○  | ○   |

【基本目標Ⅳ】  
低炭素社会の推進

個別目標⑩  
再生可能エネルギーの推進



## 10-1 環境課題

【再生可能エネルギー】（環境の現状：p 34～p 35）

- ・温室効果ガスの排出量の抑制のため、家庭での創エネを推進していく必要がある。
- ・メガソーラー等の事業用の太陽光発電設備設置による、景観や生態系への影響や、使用済み太陽光パネルの処分の問題が懸念されている。

## 10-2 市の取組

### 1 再生可能エネルギーの普及【再生可能エネルギー】

#### ①新エネルギー機器の推進

- ◆住宅用太陽光発電設備の設置を推進します。
- ★家庭用コージェネレーションシステムの設置を推進します。
- ★新しく公共施設を建てる際や、大規模修繕により設置が可能になった施設に対し、太陽光発電設備等の新エネルギー機器の導入を推進します。
- ★事業所等の新設の際に、太陽光発電設備等の再生可能エネルギーの利用や省エネ機器の設置を推奨します。

#### 家庭用コージェネレーションシステム

電気と熱を同時に供給するシステムのことで、発電により得られた電気と、発電時に発生した熱を、それぞれ家庭用の電気や冷暖房・給湯などに使用してエネルギーを有効利用することができ、省エネルギーと環境面で優れたシステムです。

#### ②風力発電設備の研究

- ★風力発電設備について、導入事例や問題等の情報を収集し、利用の可能性について研究します。
- ★事業者が、風力発電設備の導入をする際は、景観（高さ制限 20mまで等）や生態系、地域住民の理解等に十分に配慮します。

#### ③新たなエネルギーの研究

- ★小水力発電、バイオマス発電、地下水熱発電などの導入の研究をします。
- ★県と連携し、水素自動車や燃料電池バスの導入について研究します。
- ★電力の自家消費のため、「再エネ主力電源化」に向けて、市民、事業者、市の協働による取組を研究します。

## 2 太陽光発電設備の適正化【再生可能エネルギー 景観】

### ①景観に配慮した太陽光発電設備の設置

- ★太陽光発電設備を設置する際は、ソーラーパネルの色彩や反射等景観に十分に配慮した設置を推進します。

### ②適正な処分の推進

- ★国のガイドラインに基づき、使用済みのソーラーパネルのリユース、リサイクルを推進します。
- ★使用済みのソーラーパネルが不法投棄されないよう、設置者の適正処分を推進します。

### ③条例、行政指導方針、ガイドライン等の検討

- ★事業用の太陽光発電設備等が、景観や生態系への影響を及ぼさないよう、他市の条例等の研究を行い、条例や行政指導方針等を検討します。
- ★太陽光発電施設設置者の把握に努め、適正管理を推進します。

## 10-3 市民・事業者の取組

| 取組 |              |                          | 市民 | 事業者 |
|----|--------------|--------------------------|----|-----|
| 1  | 再生可能エネルギーの普及 | ① 太陽光発電設備の設置             | ○  | ○   |
|    |              | ① 家庭用コージェネレーションシステムの設置   | ○  | ○   |
| 2  | 太陽光発電設備の適正化  | ① 景観や周辺環境に配慮した太陽光発電設備の設置 |    | ○   |
|    |              | ① 太陽光発電設備の適正管理を実施        | ○  | ○   |

【基本目標Ⅴ】  
環境保全意識の高揚

個別目標⑪  
環境教育の推進



## 11-1 環境課題

【環境教育】（環境の現状：p36）

- ・環境意識の高揚を図るため、子供から大人までそれぞれの立場において環境に対する理解を深め、環境意識を向上することが必要である。
- ・次世代を担う児童生徒に対し、発達段階に応じた環境学習を推進する必要がある。
- ・環境を考える機会が少ないため、環境イベントや講演会等の環境とふれあう機会の創出が必要である。
- ・環境に関する関心の向上のため、環境情報を市民や事業者に対し発信していく必要がある。

## 11-2 市の取組

### 1 環境を考える機会の創出【環境教育】

#### ①環境イベント、講演会の開催

- ◆子どもから大人まで、多くの人に参加する環境イベントを企画、展開し、環境について考えてもらう場を創ります。
- ◆市民や事業者を対象に講演会を開催し、環境について学ぶ機会を創ります。
- ★年間で実施する環境イベントや講演会をまとめてパンフレット化する等、環境に関わりやすいような仕組みづくりを行います。

#### ②環境教育の実施

- ◆市内の放課後児童クラブ等を対象に、出前エコ教室を実施し、エコ工作や施設見学等、環境について学ぶ機会を創ります。
- ◆県と協力し、アース・キッズ事業を推進し、市内の小学生を対象に地球温暖化防止について学ぶきっかけを創ります。
- ◆エコパ環境学習を推進し、自然と触れ合う機会を創ります。
- ◆市民団体等と連携した環境教育を推進します。
- ★他市の事例を研究し、環境教育の内容、対象範囲の拡大をします。
- ★環境教育実施者の拡大のため、冊子を配布する等周知の拡大を実施します。

#### 市民団体と協働で実施した環境教育

本市の出前エコ教室では、市民団体である「市民環境ネットふくろい」と協働で、放課後児童クラブ等にて環境教育を行っています。出前エコ教室では、原野谷川生物マップを活用した市内に生息する生物についての説明や、松ぼっくりを活用した、市の鳥「フクロウ」を作成するエコ工作等を実施しています。



出前エコ教室の様子

## 2 環境情報の発信【環境教育】

### ①市民に対する啓発

- ◆市役所の庁舎や地域のコミュニティセンター、図書館等を活用し、環境展示等、環境情報の発信を推進します。
- ◆環境報告書や環境基本計画の進捗状況等をホームページにて掲載し、市が実施している環境施策について見える化します。
- ★環境通信を定期的に発行し、環境に係る情報をできるだけ分かりやすくまとめ、ホームページ等で発信します。

### ②事業者に対する啓発

- ★法令の改正や、市内のイベント情報等について、環境情報の発信を行います。
- ★事業所が活用できる、環境関連の補助制度や、エコアクションの認証支援制度等について情報発信を実施します。

## 11-3 市民・事業者の取組

| 取組 |                 |                              | 市民 | 事業者 |
|----|-----------------|------------------------------|----|-----|
| 1  | 環境を考える<br>機会の創出 | ① 環境に係るイベントや講演会への参加          | ○  | ○   |
|    |                 | ② 環境教育で学んだことを家族と共有           | ○  | ○   |
| 2  | 環境情報の発信         | ① 環境展示や環境通信等による環境情報の収集       | ○  | ○   |
|    |                 | ② 環境法令を把握し、環境への負荷の少ない事業活動の実施 |    | ○   |



【基本目標Ⅴ】  
環境保全意識の高揚

個別目標⑫  
環境保全活動の推進



## 12-1 環境課題

【環境保全活動】（環境の現状：p37～p39）

- ・環境保全活動の実施者が減少傾向にある。
- ・市、環境保全団体等のあらゆる主体とのパートナーシップの充実が必要である。
- ・経済活動の大きな部分を占める事業者の取り組みが環境負荷低減にとって必要である。

## 12-2 市の推進施策

### 1 連携した環境保全活動の推進【環境保全活動】

#### ①市民との連携

- ◆市内で環境保全活動を実施している団体を把握し、活動の支援を実施します。
- ★環境保全団体と市との協働での事業を考案し、実施します。
- ★環境保全団体に、関連環境情報の発信し、市と環境保全団体とのつながりを創ります。

#### 市民と連携した環境保全活動

##### ～グリーンウェーブ松林管理保全活動～

浅羽海岸のクロマツ林をよみがえらせる取組として、市民や企業の参加のもと、クロマツの草刈りなど、活動を行っています。

平成17年度から5年間で、約17,300本の抵抗性クロマツを植樹しました。今後も引き続き、良好な景観形成や防風、防砂機能の向上を図ります。



活動の様子

#### ②事業者との連携

- ◆事業所に対し、グリーンカーテン等の環境保全活動を推進します。
- ★市と事業所が連携で実施するイベントや環境保全活動を考案し、展開します。
- ★事業所で行っている環境保全活動の把握に努め、優れた活動を紹介します。
- ★環境保全協定の締結を推進し、事業所と市をつなぐつながりを創ります。

### 事業者と連携した環境イベント

本市では、毎年11月に環境イベントであるエコフェスタを開催しており、事業者や市民団体が各ブースにて、環境に関連する取り組みの紹介や、ゴミの分別ゲーム、環境クイズ、環境に優しい製品の紹介を実施しています。



事業者ブースの様子



ステージイベント 環境〇×クイズの様子

## 12-3 市民・事業者の取組

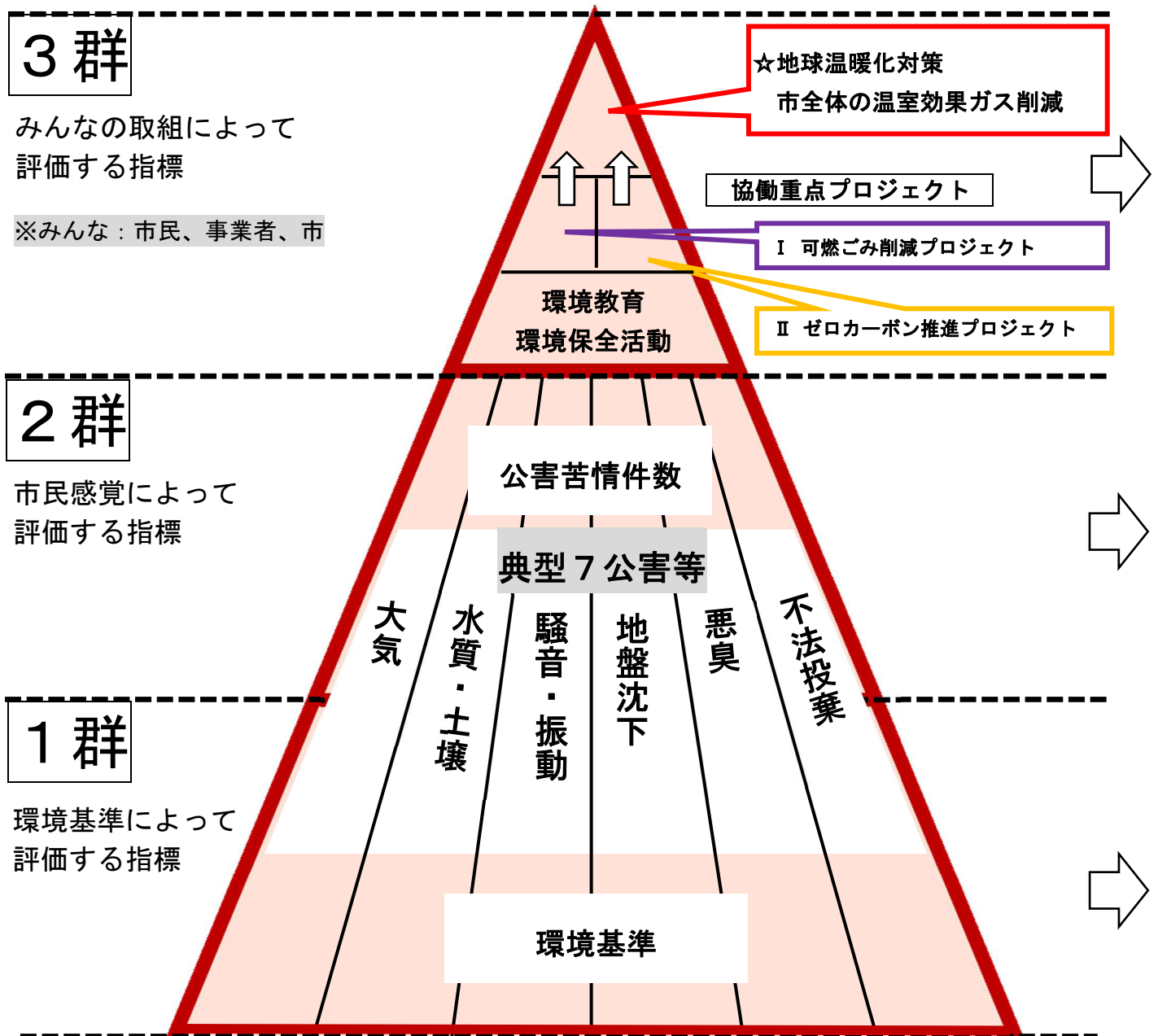
| 取組 |               |                    | 市民 | 事業者 |
|----|---------------|--------------------|----|-----|
| 1  | 連携した環境保全活動の推進 | ① 環境保全団体へ参加し活動を実施  | ○  | ○   |
|    |               | ② 事業所における環境保全活動の実施 | ○  | ○   |

## 第2節 個別目標達成のための環境指標

### 1 環境指標の考え方

袋井市の環境をより分かりやすく評価するため、環境指標を1群～3群に分類し進行管理します。また、袋井市の環境で特に重要である典型7公害等の環境基準達成率を1群、典型7公害等による市民からの苦情件数を2群とし、袋井市の環境の土台と考え進行管理し、その上で、3群である環境の取組を目標達成に向け取り組んでいきます。

#### 【環境指標のイメージ図】



典型7公害等とは？

環境基本法で定められている典型7公害である、大気、水質、土壌、騒音、振動、地盤沈下、悪臭に、苦情件数の多い不法投棄を追加したもの

## 2 環境指標と数値目標

環境指標とその数値目標について、1群から3群まで、それぞれの群ごとに表記しています。なお、一つの環境指標に対して複数の基本目標が関連しており、それらの分類についても表記しています。

| 3群の環境指標<br>(みんなの取組によって評価する指標) |   | 現状値<br>(2017)     | 目標値<br>(2028)     | 基本目標<br>I | 基本目標<br>II | 基本目標<br>III | 基本目標<br>IV | 基本目標<br>V |
|-------------------------------|---|-------------------|-------------------|-----------|------------|-------------|------------|-----------|
| ★<br>I                        | 地球温暖化対策<br>市全体の温室効果ガス排出量                  | 780.2<br>千t-CO2※1 | 527.4<br>千t-CO2※2 |           |            |             | ○          | ○         |
|                               | 可燃ごみ削減<br>プロジェクト<br>一人一日当たりの<br>可燃ごみ排出量   | 529 g             | 398.8 g           |           |            | ○           | ○          | ○         |
| II                            | ゼロカーボン<br>推進プロジェクト<br>一世帯あたりの<br>二酸化炭素排出量 | 3.98<br>t-CO2※1   | 1.88<br>t-CO2※2   |           |            |             | ○          | ○         |
|                               | ①太陽光発電施設普及率                               | 16.8%             | 30.4%             |           |            |             | ○          | ○         |
|                               | ②既存住宅への蓄電池の普及件数                           | —                 | 613件              |           |            |             | ○          | ○         |
|                               | ③HEMSの普及件数                                | —                 | 142件              |           |            |             | ○          | ○         |
| 環境教育<br>環境保全活動                | 環境教育実施件数                                  | 44件               | 74件               | ○         | ○          | ○           | ○          | ○         |
|                               | 環境保全活動実施数(事業所)                            | 186件              | 202件              | ○         | ○          | ○           | ○          | ○         |
|                               | 環境保全活動実施割合(市民)                            | —                 | 100%              | ○         | ○          | ○           | ○          | ○         |

※1…2013年の値 ※2…2025年の値

| 2群の環境指標<br>(市民感覚によって評価する指標) |                      | 現状値<br>(2017) | 目標値<br>(2028) | 基本目標<br>I | 基本目標<br>II | 基本目標<br>III | 基本目標<br>IV | 基本目標<br>V |
|-----------------------------|----------------------|---------------|---------------|-----------|------------|-------------|------------|-----------|
| 典型<br>7<br>公害等              | 大気<br>苦情件数(大気)       | 19件           | 10件           | ○         | ○          |             |            |           |
|                             | 水質・土壌<br>苦情件数(水質・土壌) | 10件           | 6件            | ○         | ○          |             |            |           |
|                             | 騒音・振動<br>苦情件数(騒音・振動) | 9件            | 5件            |           | ○          |             |            |           |
|                             | 地盤沈下<br>苦情件数(地盤沈下)   | 0件            | 0件            |           | ○          |             |            |           |
|                             | 悪臭<br>苦情件数(悪臭)       | 36件           | 22件           |           | ○          |             |            |           |
|                             | 不法投棄<br>苦情件数(不法投棄)   | 77件           | 46件           |           | ○          |             |            |           |

| 1群の環境指標<br>(環境基準によって評価する指標) |       | 現状値<br>(2017) | 目標値<br>(2028) | 基本目標<br>I | 基本目標<br>II | 基本目標<br>III | 基本目標<br>IV | 基本目標<br>V |
|-----------------------------|-------|---------------|---------------|-----------|------------|-------------|------------|-----------|
| 典型<br>7<br>公害等              | 大気    | 特定工場における測定    | 100%          | 100%      | ○          | ○           |            |           |
|                             |       | 測定局における測定     | 97.2%         | 100%      | ○          | ○           |            |           |
|                             | 水質・土壌 | 特定工場における測定    | 100%          | 100%      | ○          | ○           |            |           |
|                             |       | 河川水質分析調査      | 97.9%         | 100%      | ○          | ○           |            |           |
|                             |       | 河川底質分析調査      | 100%          | 100%      | ○          | ○           |            |           |
|                             |       | 工場排水水質分析調査    | 92.3%         | 100%      | ○          | ○           |            |           |
|                             |       | 汚水処理人口普及率     | 75.9%         | 91.8%     | ○          | ○           |            |           |
|                             | 騒音・振動 | 自動車騒音に係る面的評価  | 99.2%         | 100%      |            | ○           |            |           |
|                             | 地盤沈下  | 地下水の塩水化調査     | 85.7%         | 100%      |            | ○           |            |           |
|                             |       | 地下水位観測調査      | 100%          | 100%      |            | ○           |            |           |
|                             | 悪臭    | 臭気指数測定結果      | 91.6%         | 100%      |            | ○           |            |           |
|                             | 不法投棄  | 不法投棄件数        | 357件          | 240件      |            | ○           |            |           |